

○訓練等給付の新サービスの事務取扱いについて（平成30年6月25日付）

変更後		変更前	
区分	内容	区分	内容
サービス内容 (法第5条第15項)	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	サービス内容 (法第5条第15項)	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者（ <u>休職期間を含む</u> ）とする。	対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者（ <u>休職期間を除く</u> ）とする。
(略)		(略)	
支給決定期間	(例3) 休職期間がある場合 2018.4 6~8 1年 2019.10 1年 2020.10 1年 2021.9末 就労 休職 支給決定 更新 更新	支給決定期間	(例3) 休職期間を除いて、就労継続期間6月後に支給決定する場合 2018.4 6~8 12 1年 2019.12 1年 2020.12 1年 2021.11末 就労 休職 支給決定 更新 更新
(略)		(略)	

○就労定着支援にかかるQ & A（平成30年8月15日付）

変更後		変更前	
質問	回答	質問	回答
支給決定前に休職した場合、「6月以上」の考え方はどうなるか。	<u>就労継続期間（休職期間を含む）</u> 6月経過後に、支給決定が可能。 支給決定後に休職した場合も同様の考え方となり、休職期間は42月に含まれる。	支給決定前に休職した場合、「6月以上」の考え方はどうなるか。	<u>休職期間を除き、就労継続期間6月経過後に</u> 支給決定が可能。 支給決定後に休職した場合も同様の考え方となり、休職期間は42月に含まれない。
No.4		No.4	